い作業があった。

女性の港湾労働者の労災認 定は、昨年11月のKさんが初め てと思われる。このおふたりを加 えて、現在、神戸港の石綿被害 は、常用労働者で34人、日雇労 働者で13人、合計47人の被害 者が確認されている。

その港湾労働に「じん肺法」 が適用されたのは、1985年 からのことであった。

(ひょうご労働安全衛生センター)

ンチューの話をしてくれたFさんであり、わずか5か月余の従事歴しかないにもかかわらず中皮腫を発症し療養中。もうひとりは、すでに肺がんで死亡したTさんだった。

厚生労働省の「石綿による疾病事案の事務処理に関する質疑応答集」には、時効労災の肺がん事案で「診療録等の医証が全くない場合の取り扱い」について、「過去に同一事業場で、同一時期に同一作業に従事した同僚労働者が労災認定されている場合や、相当高濃度の石綿ばく露作業が認められる場合には、本省あて相談されたい」とある。これにより、Kさんは通常なら署で「石綿所見なし」と業務外になるところを、本省協議扱いとなった。

しかし、同一事業場で同一時 期に同一作業に従事した同僚T さんは肺がんで認定されたが、 胸膜プラークと診断された健診 記録が残っていた。そうした記 録が一切残っていないKさんの 場合、本省協議扱いとなっても 業務外とされる可能性が高かっ た。危機感を強めたセンターは、 エー社に対し執拗に、Kさんの 健診記録など残っているもの全 て調査するよう要請した。エー 社は、横浜工場閉鎖後の移転 先である石岡工場(茨城県)の 倉庫まで調べ、当時の従業員の 健診記録を発見。しかし残念な がら、その中にKさんの記録はな かった。

半分あきらめかけた頃、遺族 【47ページに続く】

石垣島から出稼ぎで石綿曝露

沖縄●22年前の肺がん死亡で労災認定

沖縄の石垣島から出稼ぎに出て、旧朝日石綿横浜工場(横浜市鶴見区、現エーアンドエーマテリアル)で働き、22年前に肺がんで死亡したKさんの労災について、沖縄労働安全衛生センターに相談が入った。

沖縄と、京浜工業地帯に位置する鶴見との繋がりは明治の頃からで、富士ガス紡績工場など「沖縄女工哀史」として語り継がれている。また、鶴見には戦前から関東最大と言われる沖縄タウンがある。しかし、沖縄の労働者が鶴見の石綿工場でアスベスト禍に見舞われていたとは正直予想だにしていなかった。相談を受けて1か月ほどして石垣島に行き、Kさんの遺族や同僚らに話を聞きながら、少しずつその繋がりの背景が分かってきた。

Kさんは1969年から本土に 出稼ぎに出て、旧朝日石綿横浜 工場で働いたのは1973年1月~ 1975年10月の2年間弱。 帰郷 後、地元の建設会社で働いてい たが、胸の痛みを訴えて八重山 病院に入院、1985年5月に肺が んで亡くなった。当時の同僚に 話を伺うと、Kさんらは皆、出稼ぎ 前は漁師(ウミンチュー)で、島 の近海で獲れる高瀬貝を磨い て加工し、ボタンの原料として高 く売れたと言う。しかし、高度成 長期になるとプラスチック製ボタ ンが大量生産され、高瀬貝も売 れず漁業が成り立たなくなり、や むなく出稼ぎに出たと言う。Kさ んの遺品には、会社の寮や社員 旅行の写真が残っていた。工場 移転を記念して撮られた「朝日 石綿工場株式会社横浜工場」 の写真からは、当時の石綿工場 の羽振りの良さが伝わってくる。

話を聞けば聞くほど、Kさんの肺がんは労災に違いないと確信したが、22年も前のこと、八重山病院にはKさんのX線やCT写真は残っていなかった。カルテは残っていたが、石綿検査をしたという記載は見られない。はたと困ったが、唯一の救いは、当時の同僚2人が労災認定されていたことだ。うちひとり、ウミ

通の問題点や好事例を、テーマとして取り上げること。

また、経験の浅い職員に対しては、座学による研修以外にも、聴取調査の事務補助や災害調査を含む実地調査に同行させるなど、段階的な経験を積ませること。その際には、事前に当該事案処理に必要な認定基準等の通達や文献等を示し、調査目的について十分説明を行うこと。

2 個人情報の厳正な管理

労災補償業務において日々取り扱う膨大な書類等の 大部分が、秘匿性の高い個人情報であるが、個人情報 が記載された文書の誤送付や紛失等、個人情報の漏え い事案は、依然として少なくない状況である。

情報漏えい事案が発生した場合には、発生原因に応じた的確な再発防止対策を講じる必要があることから、 発生原因の的確な分析が必要である。このため、当該 事案が情報漏えい防止に係る指示や規定を遵守しな かったことにより発生したのか、指示・規定自体に不備が あったのかを明らかにした上で、当該分析に基づいた有 効な再発防止対策を策定するとともに、当該再発防止 対策を踏まえた事務処理の徹底に努めること。

3 必要な保険給付のための積極的な周知広報等

(1) 通院費の支給対象範囲の見直しに伴う被災労働 者等に対する周知

移送のうち通院の取扱いについては、平成20年10月30日付け基発第1030001号「「移送の取扱いについて」の一部改正について」(以下「平成20年局長通達」という。)において、通院費の支給対象範囲を見直したことから、署においては、平成20年11月1日以降に生じた通院については、改正後の「移送の取扱いについて」(昭和37年9月18日付け基発第951号)及び「移送のうち通院を取り扱うに当たって留意すべき事項について」(平成20年10月30日付け基労補発1030001号)に基づいた適正な事務処理を実施するとともに、局・署において既に本省

より送付してある周知用ポスターを活用し、引き続き、改正内容について、被災労働者等に対する周知を徹底すること。

なお、中皮腫の診療のための通院費については、平成20年局長通達において、通院費の支給対象範囲を見直したことにより、平成17年10月31日付け基労補発第1031001号「中皮腫の診療のための通院費の支給について」(以下「平成17年補償課長通達」という。)に定める取扱いについても、改正後の「移送の取扱いについて」(昭和37年9月18日付け基発第951号)で対応し得ることから、平成17年補償課長通達を廃止したものであり、平成20年11月1日以降に生じた中皮腫の診療のための通院費についても、改正前の取扱いどおり支給されるものであることに留意すること。

(2) 二次健康診断等給付に係る健康診断実施機関 等に対する周知

脳・心臓疾患に係る労災請求・決定件数については、 近年、高い水準で推移しており、その発症の予防の重要性が高まっているものの、二次健康診断等給付については、その請求件数からみる限り必ずしも十分活用されているとはいえない状況にある。

このため、労働基準部内の連携を図り、都道府県医師会の労災保険部会の医師のみならず、産業保健部会の医師の協力の下、医療機関、健康診断実施機関及び産業保健推進センター・地域産業保健センターに対し、当該給付に係る周知を行うよう依頼するとともに、併せて事業主に対する周知を行うこと。

なお、周知の依頼に当たっては、一次健康診断の担当医が異常なしの所見と診断した項目であっても、産業医等が、当該検査を受けた労働者の就業環境等を総合的に勘案し異常の所見を認められると診断した場合には、産業医等の意見を優先し、当該検査項目については異常の所見があるものとして取り扱うことを説明すること。

【62ページから続く】

が、鶴見労基署に本省協議の結果を問い合わせたところ、「業務上」という朗報を得た。理由は「高濃度暴露のため」ということだった。さっそくエー社に、高濃度暴露を証明するような環境測定記録でも労基署に提出したのかと問い合わせたが、「石綿盤を研磨し化粧板を接着する作業に従事」という職歴書を提出しただけという回答だった。

結論的に言えば、本省の専門家による医学的 検討会は、①石綿製品製造工場はデータ証明が なくても石綿粉じん高濃度職場と見なされる、②同一事業場で同一時期に同一作業に従事した同僚の認定事例の先例がある、ことをもって業務上と判断したと考えられる。これは、現行の肺がん認定基準にとらわれず、「高濃度曝露の職歴」のみをもって認定したと言えるだろう。その意味では、石綿曝露の職歴だけでも一定の基準であれば認めるとした国際的な基準=ヘルシンキクライテリアに沿ったもので、高く評価できる。

(神奈川労災職業病センター 西田降重)